奈良市排水設備工事責任技術者の変更届のご案内

変更届に必要となる書類等のご案内

〇責任技術者の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を変更届に記載し、下記の表を参考にして変更届の届出（手続き）が必要となります。なお、届出については、原則、郵送での手続きをお願いします。

【変更届に必要な書類】

書類名	氏名の変更	住所の変更	電話番号等の変更	備考
排水設備工事責任技術者変更届	〇	〇	〇	第10号様式
住民票（原本）、在留カード又は特別永住者証明書の写し	〇	〇		住民票は発行日から3か月以内のもの ※氏名変更の場合は、氏名が変更になっているもの
責任技術者証の写し	〇※	〇		※氏名変更の場合は、氏名が変更済みの奈良県排水設備工事責任技術者証の写し